

令和 6 年度 県立学校における「いじめの防止等の対策のための組織」
等の開催状況等について

このことについて、以下のとおり公表します。

記

1 「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（いじめ防止対策推進法第 22 条）
に関する状況

生徒指導課調べ。県立高等学校（本校分校別、課程別）・中等教育学校・特別支援学校。

(1) 開催状況

	回数等
県立学校における会議の開催回数合計（ a ）	4,416 回
学校数（ b ）	116 校
1 校当たりの平均開催回数（ a / b ）	38.1 回

(2) いじめ認知件数（対応件数）

	件数等
県立学校におけるいじめ認知件数合計（ a ）	1,928 件
学校数（ b ）	116 校
1 校当たりの平均認知件数（ a / b ）	16.6 件

（参考）主ないじめの態様（複数回答）

冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌な事を言われる。	46.2%
嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする	13.8%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	12.2%

（参考）いじめの発見のきっかけ

本人からの訴え	45.3%
当該生徒（本人）の保護者からの訴え	16.0%
アンケート調査など学校の取組により発見	13.8%

2 「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う」組織（いじめ防止対策推進法第 28 条）に関する状況

令和 6 年度の開催はありませんでした。

3 生徒指導課による検証と県立学校への指導について

生徒指導課では、学校から生徒指導課へ報告されたいじめ事案のうち、各校が参考とするべき内容や、複数の事案に共通して見られる内容について、重点項目として、「いじめ対策総点検」の学校訪問や、管理職対象の研修会等で取り上げ、学校に対し指導を行っています。

令和 6 年度はいじめ対策総点検では、以下の架空事例を通じて、過去に見られた学校の対応について問題点を共有し、組織的対応を徹底するよう指導しました。

（事例の概要） SNS 上での誹謗中傷が疑われるいじめ類似行為の事案

- ある月曜日の昼休み、女子生徒 C から、担任である X 教諭に報告がありました
 - ・ C はこの後、部活動の集まりがあつて時間があまりない
 - ・ A が SNS 上で誹謗中傷されている
 - ・ A が可哀そうだ
 - ・ C の名前を出して対応することはやめてほしい
- X 教諭は、詳しく聞かせてもらうため、放課後に教務室へ来てもらえるように C と約束した

X 教諭は本事案について報告することにしました。その後、組織としてどのように対応するか。

C から聴き取った内容をもとに、対策組織としてどのように対応するか。

A 保護者に電話で報告を行った際の反応を共有した。A 保護者来校時、A 保護者の要望にどのように対応するか